

事業者用

〔事業者の皆さまへ〕

事業系ごみ 減量マニュアル

事業系ごみの分け方・出し方



- P2 … はじめに / 事業者の責務 / 上田市の可燃ごみの現状
- P3 … ごみの分類と種類 / 事業系ごみとは / 事業系一般廃棄物の処理方法
- P4 … 事業系一般廃棄物の分別・処理方法 / クリーンセンターへの搬入にあたって
- P5 … 3つのR(アール) でごみ減らし / 紙類のリサイクル
- P6 … 「食品廃棄物」・「食品ロス」の削減
- P7 … 〔参考〕産業廃棄物の種類
- P8 … お問い合わせ先一覧

上田市

はじめに

上田市では、循環型社会の形成に向け、ごみの減量・再資源化を推進しています。特に、クリーンセンターで処理する**可燃ごみの約3分の1を占める「事業系可燃ごみ」の減量・再資源化**が大きな課題となっています。

事業者の皆さまには、本マニュアルを活用いただき、環境にやさしいまちづくりに向けて、**事業系ごみの「適正処理」と「積極的な減量・再資源化」**の取り組みをお願いします。

事業者の責務

事業活動に伴って発生するごみの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」及び「上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において次のような「事業者の責務」が義務付けられています。

- 自らの責任において適正に処理すること
- 発生抑制、再生利用等を積極的に行い、減量に努めること
- 廃棄物の適正処理や減量について、国や地方公共団体の施策に協力すること

不法投棄は犯罪です！

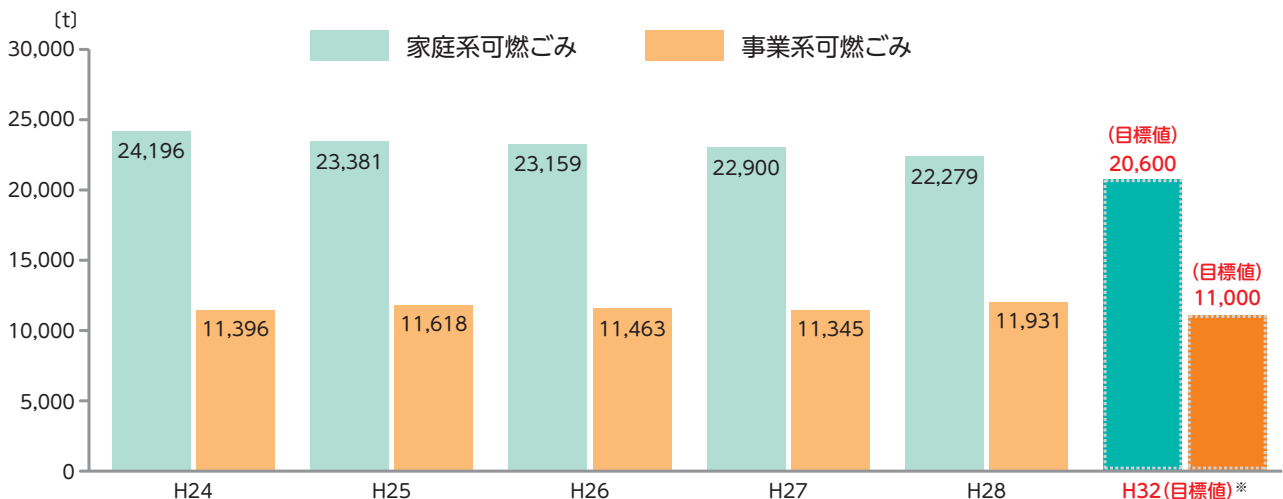
違反した場合、廃棄物処理法により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（または併科）に処せられます。

※法人については3億円以下の罰金。



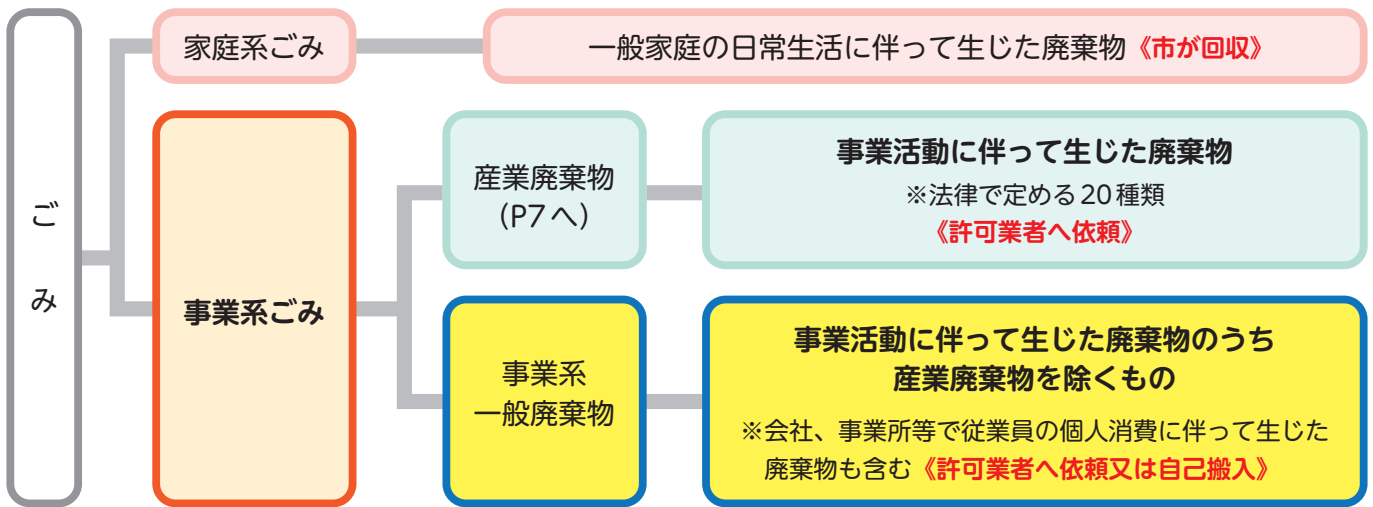
上田市の可燃ごみの現状

上田市では、平成24年度以降、「家庭系可燃ごみ」の排出量は減少傾向にありますが、「事業系可燃ごみ」の排出量は横ばいから増加傾向にあります。平成32年度の目標値を達成するため、可燃ごみの更なる減量・再資源化に取り組む必要があります。



※上田地域広域連合「ごみ処理広域化計画」

ごみの分類と種類



事業系ごみとは

事業活動等に伴って発生する廃棄物で、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別され、それぞれ処理方法が異なります。

- 事業活動等に伴って発生するごみには、従業員が飲食したごみ等、例えば使用済の紙コップ・割りばし、茶がらや空き缶・びん等、たとえ少量であっても、すべて「事業系ごみ」です。
- 店舗や工場、事務所から出るごみをはじめ、営利・非営利、民間・公共を問わず、事業活動等で発生するごみは、すべて「事業系ごみ」として位置づけられます。
- 個人商店、個人事業所、飲食店、学校、公民館、病院、福祉施設等の営業・生産・活動などによって発生するごみも「事業系ごみ」です。

事業系ごみのうち 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、自らの責任において適正に処理してください。
ごみ集積所及び資源物回収所等は、家庭系ごみが対象で自治会が管理
していますので、事業系一般廃棄物を持ち込むことはできません。

1 再生利用等により減量に努め、適正に「自己処理」する。

「自己処理」とは、排出事業者が自ら廃棄物の処理を適正に行うことをいい、自ら処理できない場合は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して処理することを含みます。

2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する（有料）。

3 クリーンセンターへ自己搬入する（可燃ごみに限る、有料）。



可燃ごみのうち、家庭系と区別できない場合、例外措置として「**小規模事業者専用指定袋**（オレンジ色刷）を購入し、ごみ集積所に出すことができます（家族経営の飲食店や個人商店等）。ただし、ごみ集積所は家庭ごみを出す場所であることから、事前に「自治会の承諾」と「市への申請」が必要です。



事業系一般廃棄物の分別・処理方法

品目	ごみの種類等	処理方法	備考
可燃ごみ	生ごみ（食べ残し・売れ残り・食品残渣等）	クリーンセンターへ自己搬入する。	P6へ
	ティッシュ、紙類（資源化不可）等	一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。	
古紙類	オフィス用紙（機密文書含む）、雑誌、新聞紙、ダンボール、紙パック、雑がみ（封筒・紙袋・包装紙等）等	一般廃棄物収集運搬業許可業者 又はリサイクル事業者へ依頼する。	P5へ
草木類	剪定枝木、草等	一般廃棄物処分業許可業者へ自己搬入する。 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。	
びん類・缶類	（個人消費によるもの）※	一般廃棄物収集運搬業許可業者 又はリサイクル事業者へ依頼する。	
ペットボトル	（個人消費によるもの）※	一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。	

※事業者が排出する場合は産業廃棄物になります。

●市内一般廃棄物処分業許可業者等の連絡先は P8 を御確認ください。

クリーンセンターへの搬入にあたって

	上田クリーンセンター	丸子クリーンセンター
受入日時	8:30～11:45 / 13:00～16:00	9:00～11:30 / 13:00～16:00
	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）	
処理手数料	20kgまで 400円（基本料金） ※計量により現金でいただきます。 20kgを超えると 10kgにつき 200円加算	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物、不燃ごみ（プラスチック類、金属類、合成皮革、ゴム、ガラス、陶磁器類等）は受け入れできません。 ●可燃ごみであっても、リサイクル可能な古紙類（オフィス用紙（機密文書含む）、雑誌、新聞紙、ダンボール、紙パック、雑がみ等）は受け入れできません。 ●また、剪定枝木及び草は焼却処分ではなく再資源化します。 ●中身の確認できない黒及び青色のビニール袋やダンボール箱での搬入はおやめください。（必ず透明または半透明の袋で搬入してください。） ●多量の搬入は受け入れできない場合があります。 ●搬入時は係員の指示に従ってください。 	

不定期で内容物検査を実施しています。

「ルール違反ごみ」があった場合は、お持ち帰りいただくこととなりますので、正しい分別に御協力ください。

なお、悪質な場合は、以後受入停止とする場合もあります。



3つのR(アール)でごみ減らし

① **Reduce** リデュース (発生抑制) **ごみを減らします**

③ **Recycle** リサイクル (再生利用)
原材料として再生利用します

② **Reuse** リユース (再使用)
何回も繰り返し使います



今日から
 取り組みましょう

「3R」を実践してできるだけごみを出さないようにしましょう



まずは ① **Reduce**
 (リデュース)



ごみの減量において発生の抑制が最も効果的!

- ・無駄づかいをしない、無駄なものは「買わない・貰わない」。
- ・使い捨て用品の抑制 (詰め替え商品の利用)
- ・簡易包装の推進、レジ袋削減の取り組み
- ・裏面利用で紙の使用量削減 等

続いて ② **Reuse**
 (リユース)



不要なものをすぐに廃棄するのではなく再使用を!

- ・捨てる前に再使用を考える。
- ・故障した機器を修理して再使用
- ・使用済ファイルの再使用 等

最後に ③ **Recycle**
 (リサイクル)



最後の手段として再び資源に!

- ・ごみではなく「資源」として分別し、リサイクルする。
- ・再生品の積極的な使用
- ・新たなリサイクルルートの開拓 等

【リサイクルがエネルギーを最も消費します (環境負荷 リデュース < リユース < リサイクル)】

紙類のリサイクル

事業系一般廃棄物のほとんどが可燃ごみであり、その約半分が古紙類とされています。事業所で日々大量に使用される古紙類のほとんどが使用後は「資源物」となります。

古紙類は分別がしやすく可燃ごみの減量に最も効果があります。古紙類のリサイクル推進に御協力をお願いします。

※クリーンセンターでは、資源物となる古紙類の搬入を規制しています。

リサイクル可能な古紙類の例

- オフィス用紙 (機密文書含む)
- 雑誌
- 新聞紙
- ダンボール
- 紙パック
- 雑がみ 等
 - ・ 封筒
 - ・ 紙袋
 - ・ 包装紙
 - ・ チラシ
 - ・ 名刺
 - ・ はがき
 - ・ メモ用紙
 - ・ ふせん 等



注 意

- 異物を混ぜないでください。
 - ・ 粘着物 (粘着テープ、シール等)
 - ・ 金属類 (ファイルの金具、クリップ等)
- 業者によってはリサイクル不可能なものがあるので、直接お問い合わせください。
 - ・ 写真
 - ・ 感熱紙
 - ・ カーボン紙
 - ・ ノンカーボン紙
 - ・ 感光紙 等

古紙類は
 可燃ごみに
 混ぜないでください!



※機密書類などリサイクルできない古紙類については、専門の処分業者に処理を依頼してください。

「食品廃棄物」・「食品ロス」の削減

事業系可燃ごみの多くは「食品廃棄物」、つまり、「生ごみ」です。
ごみにしない工夫をし、それでも出てしまったものは堆肥にしましょう。

日本では、
年間約2,800万トンの
食品廃棄物等が発生。

このうち食べられるのに
捨てられている「食品ロス」は、
年間約621万トン。※
※このうち半分が事業所から発生。

つまり、
1人1日^{*}お茶碗約1杯分、(約134g)を
捨てている計算…「もったいない」!



上田グリーンセンターに持ち込まれた「食品ロス」

●「飲食店」、「スーパー」、「コンビニ」等の食品を扱う
事業所においては、ステップ1～3の順番で、「食品
ロス」削減の取り組み強化をお願いします！

ステップ1 / ごみにしない
ステップ2 / 水切り、乾燥
ステップ3 / 堆肥化

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品 リサイクル法

【食品関連事業者】

「まず、食品廃棄物を出さないように努力すること」

「出てしまった食品廃棄物はリサイクルするように努力すること」

生ごみの減量

- 食品の製造、加工又は調理の過程において、食品廃棄物そのものの発生を抑制します。
- 賞味期限が近くなった食品を「フードドライブ」へ寄付する等、できる限り食品として活用します。
- 生ごみの70～80%が水分と言われており、水分を減らすことが生ごみの減量に最も効果があります(10%程度の減量が可能)。生ごみを捨てる前には「水切り」、「乾燥」等により減量します。
- 資源化できるものは、生ごみ処理機等を活用し、肥料や飼料等の原材料としてリサイクルします。

生ごみは
とにかく水切りを
してください!



「残さず食べよう! 30・10 運動」

- 飲食店や宿泊施設等の食事を提供している事業所においては、運動への推進協力をお願いします。
- 宴会時には、(ア)～(ウ)に取り組み、おいしく食べ切りましょう。
 - (ア) 注文の際には適量を注文します。
 - (イ) 乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を味わいます。
 - (ウ) お開き前の 10 分間は、自分の席に戻って再度料理を味わいます。

フードドライブ

- フードドライブとは、家庭で消費されない食料品を集め、食べ物に困っている方や福祉施設等に届ける支援活動です。
- 市内では、原則毎月第1土曜日午前10時から11時半まで、ひとまげんき・健康プラザうえだで実施しています。詳しくはNPO法人フードバンク信州 (Tel.026-219-3215) へ。
- 受付品は、缶詰、レトルト食品、乾麺、米、カップ麺等の保存できる食品で、条件1～3を満たすものです。
 - 条件1 / 賞味期限が明記され、1か月以上あるもの
 - 条件2 / 未開封で包装や外装が破れていないもの
 - 条件3 / 生鮮食品以外のもの (米は古米まで)

募 集

長野県では「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店を募集しています。

詳細は 上田地域振興局 環境課
Tel. 25-7134 へ。

上田市では「残さず食べよう!30・10運動」推進協力店を募集しています。

詳細は 上田市 生活環境課
Tel. 23-5120 へ。

〔参考〕 産業廃棄物の種類

★産業廃棄物はクリーンセンターに搬入できません★

産業廃棄物は、事業活動により生じた廃棄物のうち、法律で定められた次の 20 種類をいいます。

分類	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ ガラスくず、 コンクリートくず および陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

お問い合わせ先一覧

●クリーンセンター（可燃ごみ）

名称	住所	電話 (FAX)	受入日時等
上田クリーンセンター	〒386-0025 天神 3-11-31	22-0666 (26-0815)	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～11:45 / 13:00～16:00
丸子クリーンセンター	〒386-0403 腰越 399-1	43-2131 (43-2149)	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～11:30 / 13:00～16:00

●一般廃棄物処分業許可業者等（「古紙類」、「草木類」等）

株ウェルサイクル	〒386-0025 天神 3-11-40	26-1820 (26-1840)	月～土曜日（第5土曜日、年末年始を除く） 月～金曜日 8:00～17:00 土曜日・祝日 8:00～12:00 / 13:00～16:00
環境デザイン(株)	〒386-1102 上田原 802-35	39-1207 (71-0824)	月～土曜日（祝日、お盆、年末年始を除く） 8:00～17:00 ※古紙類は不可、受入は新町244へ
小柳産業(株)	〒386-0014 材木町 2-12-10	22-5353 (25-4780)	月～土曜日 (祝日、第2・4土曜日、GW、お盆、年末年始を除く)
小柳産業(株) 丸子工場	〒386-0413 東内 1465-1	43-0053 (42-0414)	9:00～12:00 / 13:00～17:00
有篠原商店	〒386-0413 東内 2256-2	42-2309 (42-4176)	月～土曜日（祝日、お盆、年末年始を除く） 8:00～12:00 / 13:00～17:00
宝資源開発(株) 上田営業所	〒386-0027 常磐城 459-1	23-8707 (23-8650)	月～土曜日（年始を除く） ※草木類は不可 月～金曜日 8:30～17:00 / 土曜日 8:00～12:00
株竹原重建	〒386-1102 上田原 1195-1	24-6974 (24-6881)	月～土曜日（お盆、年末年始を除く） 8:00～17:00 ※草木類は不可
田辺商事(株)	〒386-0041 秋和 244-1	22-6155 (25-2787)	月～土曜日 ※古紙類のみ (祝日、第5土曜日、GW、お盆、年末年始を除く) 月～金曜日 8:15～17:15 / 土曜日 8:15～11:30
株みどりネットワーク	〒386-0156 林之郷 544	27-8200 (27-8225)	月～土曜日（年末年始を除く） 8:30～17:30 ※古紙類は不可
株ワールド重機開発	〒386-1106 小泉 911-3	24-2448 (24-2566)	月～土曜日（GW、お盆、年末年始を除く） 8:00～17:00 ※受入は越戸プラントへ

※ 自己搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者（市ホームページ参照）に委託してください。

※ 上記のうち株みどりネットワークを除く9社では産業廃棄物の収集運搬も取り扱っています。

●産業廃棄物に関するお問い合わせは……

長野県 上田地域振興局 環境課（旧称：上小地方事務所 環境課）

電話 25-7134 FAX 25-7167 〒386-0014 上田市 材木町 1-2-6

上田市
担当課

● 廃棄物対策課・ごみ減量企画室	〒386-0025 上田市天神3-11-31	電話 22-0666	FAX 26-0815
● 丸子市民サービス課	〒386-0492 上田市上丸子1612	電話 42-1054	FAX 42-4773
● 真田市民サービス課	〒386-2292 上田市真田町長7178-1	電話 72-0154	FAX 72-4140
● 武石市民サービス課	〒386-0592 上田市上武石77	電話 85-2827	FAX 85-2313

（平成30年3月1日発行）